



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

昭和二十五年三月二十一日刊(行政機関の休日休刊)
郵便三郵便物認可付録資料版(毎週水曜)

目次

〔府 令〕

○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七二)

〔府 令・省 令〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

〔省 令〕

○検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一一)

○薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同一一一)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一一一)

○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同一一四)

○水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六五)

○持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令(同六六)

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(同六七)

○農業取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境六)

○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(国土交通七八)

〔規 則〕

○人事院規則一一一八(職員の定年)の一部を改正する人事院規則(人事院一一八一―一八)

〔告 示〕

○災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件(内閣府一三二)

○本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務三四一)

○除籍が滅失した件(同三四二)

○除籍の一部が滅失した件(同三四三、三四四)

○原戸籍が滅失した件(同三四五)

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従って行われるフランス共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇五)

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従って行われるドイツ連邦共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇五)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの輸入数量を告示(財務四九四)

○平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同四九五)

○平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同四九六)

○未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件(国税庁四)

○雇用・能力開発機構労働者財産形成業務方法書の一部を改正する件(厚生労働二二九)

○化粧品基準の一部を改正する件(同一二〇)

○特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続の一部を改正する件(同一二一)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件(同一二二)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物の公表を行う件(同二二三)

○農業災害補償法第十三条第一項の組合等が行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件等の一部を改正する件(農林水産九六一)

○国有林野事業特別会計法施行令第六條の二第三項の規定に基づき農林水産大臣の指定する施設の一部を改正する件(同九六二)

○食糧庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件を廃止する件(食糧庁一)

○食糧庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の開覧所を定めた件を廃止する件(同一)

○商品取引所法第十条第三項の開設期限が経過したので同法第四百四十七條の二第二号の規定に基づき及び同法第二十条第一項の規定に基づき大阪商品取引所の定款変更の認可を行った件(経済産業二四四)

○工業標準化法第二十一条の二第一項の指定検査機関の名称等の一部を改正する件(同二四五)

○平成十四年経済産業省告示第三百五十九号の一部を改正する件(同一四六)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づきファイルへの記録の方法を定める件を廃止する件(特許庁三)

○高速自動車国道に関する件(国土交通九九一)

○平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九二)

(以下次のページへ続く)

国産大豆・大豆加工品及び添加物の安全性審査の手続きを経た生物及び物

品種又は品目	名	種	生産者
じゃがいも	ニエーラー・グー・ジャガイモSEM15-02系統		日本センサント株式会社
てんさい	ラウンズアップ・レディー・ランカイH7-1系統		日本センサント株式会社
とうもろこし	舞鶴国産虫抵抗性トウモロコシMON383系統とラウンズアップ・レディー・トウモロコシMON603系統を掛け合わせた品種		日本センサント株式会社
とうもろこし	ラウンズアップ・レディー・トウモロコシGA21系統とMON810を掛け合わせた品種		日本センサント株式会社
とうもろこし	ラウンズアップ・レディー・トウモロコシNK603系統とMON810を掛け合わせた品種		日本センサント株式会社
とうもろこし	T25とMON810を掛け合わせた品種		株式会社農研機構
わた	ラウンズアップ・レディー・ワタ1445系統とインファード・ワタ531系統を掛け合わせた品種		日本センサント株式会社
わた	舞鶴国産虫抵抗性ワタ15985系統とラウンズアップ・レディー・ワタ1445系統を掛け合わせた品種		日本センサント株式会社
キモシロ	カイマックス		株式会社野澤園
リバーゼ	NOVOZYME77		ノボザイムシステム株式会社

農林水産省告示第九百六十一号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の規定に基づき、昭和三十三年四月三十日農林省告示第九百七号(農業災害補償法第十三条第一項の組合等が行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件)等の一部を次のように改正し、平成十五年七月一日から施行する。

平成十五年六月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

第一 次に掲げる告示の規定中「地方農政局統計情報事務所、地方農政局統計情報部、北海道統計情報事務所」を「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、北海道統計・情報事務所、北海道統計部、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。

昭和三十二年四月三十日農林省告示第九百七号

一 昭和三十二年四月三十日農林省告示第九百七号
 二 農作物共済基準取極設置定準則(昭和三十三年四月十八日農林省告示第九百五号)
 三 昭和四十八年十一月十七日農林省告示第九百七十三号(農業災害補償法第十二条第二項の組合等が行う果樹共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う果樹共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件)
 四 昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第九百四十七号(農業災害補償法第十二条第二項の組合等が行う畑作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う畑作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件)

昭和三十二年四月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

五 収穫共済の標準取極量及び樹体共済の共済額の認定に関する準則(昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第九百四十一号)

六 特定収穫共済の共済目的の種類に係る基準

生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則(昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第九百四十二号)
 七 特定畑作物共済の共済目的の種類に係る基準(平成六年八月二十三日農林水産省告示第九百九十三号)
 八 特定農作物共済の共済目的の種類に係る基準(平成十二年三月三十一日農林水産省告示第九百八十四号)

平成六年八月二十三日

農林水産大臣 亀井 善之

第一 畑作物共済基準取極量及び基準収穫量設定準則(昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第九百五十五号)の一部を次のように改正する。
 第八項中「地方農政局統計情報事務所、地方農政局統計情報部、北海道統計情報事務所又は一を、地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。
 ○農林水産省告示第九百六十二号
 農林省告示第九百六十二号(昭和二十二年四月三十日農林省告示第九百七十三号)の規定に基づき、平成十年十月十九日農林水産省告示第九百五十五号(国営林野事業特別会計法施行令第六百五十五号)の第三項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する施設の一部を次のように改正する。
 平成十五年六月三十日

平成十年十月十九日

農林水産大臣 亀井 善之

第四号を次のように改める。
 第四号の次に次の二号を加える。
 五 庄内森林管理署
 六 下越森林管理署村上支署
 ○食糧庁告示第一号
 平成十三年三月十六日食糧庁告示第一号(食糧庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件)は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。
 平成十五年六月三十日

平成十三年三月十六日

食糧庁長官 石原 英

食糧庁告示第二号
 平成十三年三月十六日食糧庁告示第二号(食糧庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び議案の閲覧所を定めた件)は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。
 平成十五年六月三十日

食糧庁告示第二号

平成十三年三月十六日食糧庁告示第二号(食糧庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び議案の閲覧所を定めた件)は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。
 平成十五年六月三十日

平成十三年三月十六日

食糧庁長官 石原 英

○経済産業省告示第二四四十四号
 大阪商品取引所のゴム市場について、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十條第三項の開設期限が経過したため、同法第四十七條の第二号の規定に基づき、及び同法第二十七條第一項の規定に基づき、大阪商品取引所の定款変更の認可を行ったので、同法第四十七條の第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成十五年六月三十日

平成十五年六月三十日

経済産業大臣 平沼 赳夫

一 商品市場を開設する者
 大阪商品取引所
 二 商品市場を開設する地
 大阪府大阪市
 上場商品
 ゴム(RSS3号、TSR20)
 公示することとなった事由
 大阪商品取引所のゴム市場について、商品取引所法第十條第三項の開設期限が経過したため、及び同法第二十七條第一項の規定に基づき、同市場の開設期限を除く旨の定款変更の認可を行ったため。

平成十五年六月三十日

経済産業大臣 平沼 赳夫

○経済産業省告示第二四四十五号
 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第六十八條第一号の規定に基づき、工業標準化法第二十五條の第二項第三項において準用する第二十一條の第二項(同法第二十五條第三項において準用する場合を含む。)の指定検査機関の名称等(平成十年通商産業省告示第四百七十九号)の一部を次のように改正する。
 平成十五年六月三十日

平成十年十月十九日

経済産業大臣 平沼 赳夫

別表附団法人日本塗料検査協会の項中「屋棟用塗料防水材」を「建築用塗料防水材」に、「インキ」を「顔料」に、「大韓民国、台湾、インドネシア共和国、マレーシア、シンガポール共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾」に、「平成十年六月十九日」を「平成十五年六月十九日」に改める。

食糧庁長官 石原 英



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

目次

〔告示〕

○組替えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(同一〇三)

< 抜粋 >

○厚生労働省告示第百三十三号
次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品(添加物等の規格基準(昭和三十四年十二月厚生省告示第百七十号)第1A第三款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年五月厚生省告示第百二十三号)第三条第二項の規定により公表する。
平成十五年五月六日
厚生労働大臣 坂口 力

品 種	名 称	申 請 者
じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイモRBM-T15-101系統	日本モンサント株式会社
じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイモSEM-T15-15系統	日本モンサント株式会社
てんさい	ラウンドアップ・レディー・チンサイン77系統	日本モンサント株式会社

(注) 目次の標題中、「組替え」は「組換え」に修正されます。